

第2節 市民税課

〔総括概要〕

我が国の経済は、政府の経済政策を背景にした株高や円安、東京オリンピックの開催決定等が好材料となり、大企業を中心に賃金の上昇や設備投資の増加、個人消費の拡大などが聞こえ始めており、長引くデフレ及び円高から脱却し雇用や所得の拡大につなげようとする動きが現れ、景気回復に明るい兆しが見えてきている。しかし、新興国の景気減速、国の財政再建等景気減速の要因となる問題等も多々あり、地方での回復感が得られないなどまだまだ予断を許さない状況である。

このような中、税務行政を取り巻く環境は、震災復興の財源や社会保障制度改革のための増税が行われるなど厳しい状況下にあり、自主財源である市税については、その重要性がますます高まり、これまで以上に厳正・公平な税務行政の執行が求められており、常に適正課税と負担均衡の実現を本旨として業務執行に当たった。また本庁及び総合支所が一体となり事務の調整・効率化を行い、協力して業務の執行に当たった。

本旨達成のために取り組んだ主な業務については、市民税関係では、課税客体を適正に把握するため、個人市民税未申告者に対する申告の催告や臨戸訪問を実施した。また一層の税収確保に向けて、県税事務所と協働で、未申告法人の活動状況調査や申告指導及び市内事業者に対して普通徴収から特別徴収への切替え指導を実施した。また、保険税（料）関係では、転入者や非課税年金受給者に対しての適正な賦課をするため、簡易申告等を実施し、軽自動車税関係では、課税客体を適正に把握するため、車両の現況調査等を実施した。

税政担当

1 調定額

(単位：千円)

税目 \ 区分	本年度	前年度
市民税	9,376,571	8,733,492
軽自動車税	298,123	293,638
市たばこ税	1,076,237	971,545
鉦産税	3,279	3,287
入湯税	12,851	12,966
国民健康保険税	5,900,878	6,064,284
後期高齢者医療保険料	1,046,727	1,015,138
介護保険料	2,043,872	1,965,254

2 賦課状況

(1) 軽自動車税（4月1日現在）

車種		区分		総台数 (台)	課税外台数(台)		課税台数 (台)	税額 (千円)
					非課税	減免		
原動機付自転車	50cc以下			6,623	53	4	6,566	6,566
	51cc～90cc			505	4	—	501	601
	91cc～125cc			513	10	—	503	805
	ミニカー			127	—	—	127	318
	小計			7,768	67	4	7,697	8,290
軽自動車及び小型特殊自動車	軽自動車	二輪車		1,764	3	—	1,761	4,226
		三輪車		1	—	—	1	3
	四輪以上	乗用	自家用	27,029	60	409	26,560	191,232
			営業用	10	—	3	7	39
		貨物	自家用	11,895	64	141	11,690	46,760
			営業用	190	—	—	190	570
	小型特殊	農耕作業用		6,977	9	—	6,968	11,149
		フォークリフト等		358	2	—	356	1,673
	小計			48,224	138	553	47,533	255,652
	二輪の小型自動車				2,345	20	—	2,325
合計				58,337	225	557	57,555	273,242

(2) 市たばこ税

区分	課税標準数量(本)	返還控除数量(本)	差引数量(本)	申告納付額(円)
一級品	197,135,726	776,570	196,359,156	1,055,291,000
旧三級品	8,483,760	4,259	8,479,501	20,946,306
合計	205,619,486	780,829	204,838,657	1,076,237,306

(3) 鉱産税

区分	数量(t)	価格(円)	課税標準額(千円)	税額(円)
石灰石 第1類	43,102	12,930,600	-	-
ドロマイト	225,599	90,239,600		
石灰石 第2類	707,316	176,829,000		
珪石	96,264	48,132,000		
合計	1,072,281	328,131,200	328,115	3,279,400

(4) 入湯税

区分	税率(円/人)	人数(人)	税額(円)
日帰り	50	252,286	12,614,300
宿泊	150	1,575	236,250
合計	-	253,861	12,850,550

3 諸証明等の交付（栃木地域分）

区 分	件・冊・枚数		摘 要
	有 料	無料(公用等)	
諸 証 明	22,753	1,541	<ul style="list-style-type: none"> ・納税、所得及びその他の証明 1件につき200円 ・土地及び建物の評価証明 1件につき200円 ただし、土地は5筆、建物は5棟以下を1件とし 1件増すごとに100円を加算する。 ・住宅用家屋証明 1件につき1,300円
公簿閲覧	2,094	2,240	<ul style="list-style-type: none"> ・資産台帳の閲覧 1冊につき200円 ・公簿等の写し 1枚につき200円
計	24,847	3,781	

市民税担当

1 個人市民税賦課状況（7月1日現在）

(1) 所得区分別市民税額調

（単位：千円）

区 分	金 額	所 得 区 分 別 金 額					
		給 与	営 業	農 業	そ の 他	分 離 譲 渡	
所得金額	175,996,195	147,772,993	7,007,914	1,810,497	16,640,314	2,764,477	
所 得 控 除 額	雑 損	16,499	9,424	247	2,072	4,756	—
	医 療 費	1,275,979	713,809	75,618	41,380	400,030	45,142
	社会保険料	29,155,566	25,511,471	1,005,292	286,437	2,125,735	226,631
	小規模企業共済等掛金	414,436	225,322	129,739	5,070	39,969	14,336
	生命保険料	1,981,786	1,689,732	84,015	18,408	174,518	15,113
	地震保険料	82,025	53,463	5,066	5,488	16,368	1,640
	障 害 者	585,520	362,880	27,160	13,220	170,080	12,180
	寡 婦	274,900	219,060	7,540	1,300	42,460	4,540
	寡 夫	47,840	41,080	3,640	—	2,600	520
	勤労学生	1,820	1,820	—	—	—	—
	配 偶 者	5,308,720	3,673,680	146,870	28,720	1,415,380	44,070
	配偶者特別	363,740	281,350	18,070	1,610	59,570	3,140
	扶 養	5,866,610	5,057,810	333,850	125,420	290,770	58,760
	同居特別障害者	138,230	102,580	7,820	4,140	20,930	2,760
	基 礎	20,738,520	16,633,650	769,230	176,880	3,005,970	152,790
	計	66,252,191	54,577,131	2,614,157	710,145	7,769,136	581,622

課税標準額	111,775,848	93,195,862	4,393,757	1,100,352	8,871,178	4,214,699	
税額	算出税額	6,645,327	5,589,785	263,533	66,897	532,775	192,337
	調整控除額	138,298	106,097	5,818	1,601	23,892	890
	配当控除額	4,771	1,524	18	20	2,940	269
	住宅借入金等特別税額控除	91,811	88,570	2,532	76	519	114
	寄附金税額控除	2,617	1,117	282	20	795	403
	外国税額控除	—	—	—	—	—	—
	税額調整額	1,226	1,043	64	—	119	—
	配当割額等控除額	3,241	615	52	6	1,578	990
	減免税額	2	2	—	—	—	—
	所得割額	6,402,060	5,390,512	254,735	65,174	502,807	188,832
	均等割額	210,261	163,686	8,910	2,124	35,541	—
	市民税額合計	6,612,321	5,554,198	263,645	67,298	538,348	188,832
市民税負担割合(%)	100	84.0	4.0	1.0	8.1	2.9	
納税義務者数(人)	70,550	54,562	2,970	708	11,847	463	
所得割人数(人)	63,293	50,547	2,344	538	9,415	449	

(2) 課税標準額段階別市民税所得割額調

課税標準額の段階	納税義務者数(人)	所得金額(千円)	課税標準額(千円)	算出税額(千円)	所得割額(千円)
10万円以下	2,935	1,875,175	1,059,238	34,876	31,308
10万円を超え100万円以下	23,142	31,375,373	13,152,360	778,156	712,293
100 # 200 #	18,708	45,736,217	27,265,020	1,627,503	1,532,695
200 # 300 #	9,034	33,942,510	22,209,156	1,329,153	1,276,904
300 # 400 #	4,835	24,239,060	16,762,096	1,001,331	988,471
400 # 550 #	2,525	16,026,700	11,655,039	697,498	692,897
550 # 700 #	711	5,707,518	4,385,109	262,198	260,598
700 # 1,000 #	441	4,464,893	3,635,147	217,408	216,134
1,000万円を超える金額	513	12,628,749	11,652,683	697,204	690,760
合計	62,844	175,996,195	111,775,848	6,645,327	6,402,060

※ 「課税標準額の段階」には分離譲渡所得は含まれない。

(3) 課税標準額段階別控除対象配偶者、扶養控除及び事業専従者に関する調 (単位:人)

課税標準額の段階	控除対象配偶者		扶養控除人員	扶養控除人員の内訳			事業専従者	
	うち老人配偶者			老人扶養	同居老親扶養	その他の扶養	青色	白色
1万円以下の金額	46	19	44	4	19	21	8	—
1万円を超え2万円以下	23	9	38	3	12	23	5	—
2 # 3 #	33	10	43	2	16	25	5	—
3 # 4 #	24	6	32	3	16	13	11	5

4	5	33	12	32	3	16	13	14	1
5	6	35	14	36	—	14	22	37	16
6	7	37	10	19	1	10	8	26	4
7	8	47	12	40	3	14	23	26	16
8	9	31	13	35	—	18	17	110	34
9	10	38	12	48	3	29	16	107	22
10	15	224	66	205	17	79	109	77	24
15	20	257	100	216	19	77	120	152	35
20	25	258	109	229	16	94	119	132	29
25	30	251	95	237	23	94	120	114	27
30	40	597	203	478	18	176	284	240	39
40	60	1,141	356	913	46	325	542	158	19
60	80	1,200	311	997	46	364	587	117	21
80	120	2,102	415	1,603	79	552	972	56	9
120	160	1,780	191	1,476	67	463	946	51	4
160	200	1,573	74	1,314	53	420	841	49	2
200万円を超える金額		6,029	128	6,802	366	1,871	4,565	30	1
合 計		15,759	2,165	14,837	772	4,679	9,386	1,525	308

2 法人市民税賦課状況
均等割別納税義務者数

区 分		均等割額(千円)	法人数(人)
資 本 金 の 額 等	① 1千万円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	60	2,749
	② 1千万円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	144	30
	③ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	156	494
	④ 1千万円を超え1億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	180	50
	⑤ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人以下の法人	192	92
	⑥ 1億円を超え10億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	480	24
	⑦ 10億円を超え、市内の従業者数が50人以下の法人	492	139
	⑧ 10億円を超え50億円以下で、市内の従業者数が50人を超える法人	2,100	6
	⑨ 50億円を超え、市内の従業者数が50人を超える法人	3,600	27
合 計			3,611

3 国民健康保険税賦課状況(7月1日現在)

(1) 医療保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 500,000円
- ・所得割 6.6/100

- ・資産割 14/100
- ・均等割 24,000円
- ・平等割 23,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	17,222	14,135	40,083	22,094
退職世帯	1,589	1,460	2,639	1,225
計	18,811	15,595	42,722	23,319

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,128	1,102	2,729	8,959	623
退職世帯	192	53	208	453	10
計	5,320	1,155	2,937	9,412	633

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,094	40,083	2,779,607,035	125,808	69,346
退職世帯	1,225	2,639	202,531,665	165,332	76,746
合計	23,319	42,722	2,982,138,700	127,885	69,803

(2) 後期高齢者支援金分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 130,000円
- ・所得割 2/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 5,000円
- ・平等割 4,500円
- ・課税内訳

区分	所得割（人）	資産割（人）	均等割（人）	平等割（世帯）
一般世帯	17,222	14,135	40,083	22,094
退職世帯	1,589	1,460	2,639	1,225
計	18,811	15,595	42,722	23,319

イ 軽減世帯及び限度額世帯 (単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	5,128	1,102	2,729	8,959	717

退職世帯	192	53	208	453	10
計	5,320	1,155	2,937	9,412	727

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	22,094	40,083	702,895,527	31,814	17,536
退職世帯	1,225	2,639	51,908,873	42,375	19,670
合計	23,319	42,722	754,804,400	32,369	17,668

(3) 介護保険分の状況

ア 税率及び課税内訳

- ・賦課限度額 100,000円
- ・所得割 1.5/100
- ・資産割 3/100
- ・均等割 7,000円
- ・平等割 5,000円
- ・課税内訳

区分	所得割(人)	資産割(人)	均等割(人)	平等割(世帯)
一般世帯	6,757	5,077	13,416	10,615
退職世帯	1,147	1,077	1,937	1,336
計	7,904	6,154	15,353	11,951

イ 軽減世帯及び限度額世帯

(単位：世帯)

区分	低所得者軽減			計	限度額世帯
	7割	5割	2割		
一般世帯	2,087	555	1,063	3,705	389
退職世帯	175	67	231	473	16
計	2,262	622	1,294	4,178	405

ウ 調定額

区分	世帯数(世帯)	被保険者数(人)	調定額(円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
一般世帯	10,615	13,416	290,561,654	27,373	21,658
退職世帯	1,336	1,937	44,348,446	33,195	22,895
合計	11,951	15,353	334,910,100	28,024	21,814

(4) 国民健康保険税調定額

区分	世帯数(世帯)	調定額(円)
普通徴収対象世帯	21,156	3,698,495,400
特別徴収対象世帯	4,233	373,357,800
合計	25,389	4,071,853,200

4 後期高齢者医療保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 後期高齢者医療保険料の算定料率

- ・賦課限度額 550,000円
- ・所得割 8.54/100
- ・均等割 42,000円

均等割低所得者軽減額（円）			
9割軽減	8.5割軽減	5割軽減	2割軽減
37,800	35,700	21,000	8,400

(2) 保険料軽減区分別被保険者数

区分	内容	被保険者数（人）	
		普通徴収	特別徴収
一般	(所得-33万円) × 8.54% + 42,000円	1,339	6,432
9割軽減	世帯の合計所得が33万円以下のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下。(その他所得がない場合) 均等割額が9割軽減。	334	3,084
8.5割軽減	世帯の合計所得が33万円以下。 均等割額が8.5割軽減。	172	2,479
5割軽減	世帯の合計所得が33万円 + {24.5万円 × 被保険者数(世帯主を除く)} 以下。均等割額が5割軽減。	37	481
2割軽減	世帯の合計所得が33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下。均等割額が2割軽減。	105	1,277
被用者保険の被扶養者軽減	所得割額が免除、均等割額が9割軽減。	209	3,107
計		2,196	16,860

(3) 後期高齢者医療保険料調定額

区分	被保険者(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,196	305,479,100
特別徴収対象者	16,860	716,731,100
合計	19,056	1,022,210,200

5 介護保険料賦課状況（7月1日現在）

(1) 介護保険料段階別保険料等

段階	対象者	被保険者数(人)		年間保険料(円)
		普通徴収	特別徴収	
第1段階	・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ・生活保護の受給者	322	253	24,800
第2段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	410	4,853	24,800
特例第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と	40	1,884	34,300

	合計所得金額の合計が120万円以下の方			
第3段階	・世帯全員が市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	35	1,716	39,600
特例第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	689	8,370	44,900
第4段階	・市民税が課税されている世帯員がいるが本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	78	5,331	52,800
第5段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以下の方	337	5,723	63,400
第6段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	224	4,115	68,600
第7段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	185	2,582	79,200
第8段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	45	443	92,400
第9段階	・本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上の方	52	441	105,600
計		2,417	35,711	

(2) 介護保険料調定額

区分	被保険者数(人)	調定額(円)
普通徴収対象者	2,417	131,170,300
特別徴収対象者	35,711	1,837,847,500
合計	38,128	1,969,017,800